

東京管制部における福岡事案(平成22年10月6日)後の対応

10月12日(火)

- ・ 本省から各官署に対し、見学・視察に対する受入要領の策定等について記載した航空局長通知「部外者による無線交信の再発防止策の徹底等について」(以下「10月12日付航空局長通知」という。【別添1-①】)を发出。

10月12日(火)

- ・ 14:16 「10月12日付航空局長通知」について、正式発送前の「案」の段階で、本省から総務課長へ送信。
- ・ 15:44 総務課長は前任管制官へ当該本省からのメールを転送。前任管制官は、運用次席管制官に転送した。運用次席管制官は、各管制官に対して口頭で周知した後供覧した。
- ・ 16:30 「10月12日付航空局通知」の正式発送版について、総務課長が、本省よりメールにて受信。
- ・ 「10月12日付航空局通知」を添付した部長からの注意喚起及び調査指示の事務連絡(以下「10月12日付部長発事務連絡」という。【別添2-①】)を作成し、総務課専門官は会計課長補佐、監理次席管制官、管理次席管制技術官、主幹施設運用管理官に手交した。

10月13日(水)

- ・ 臨時部議[※]を招集し、「10月12日付航空局長通知」を添付した「10月12日付部長発事務連絡」を各課長・前任に配布し、部長から事案発生の実態と再発防止の周知徹底として、業務の確実な遂行、安全意識の徹底、迅速かつ的確な報告の実施、類似事例の調査報告をすること、受入要領を策定すること及び策定が終わるまで見学・視察を中止することについて、口頭にて指示。
 - ※ 部議は月に2度開催。メンバーは、部長、次長、各課長、各課長補佐、前任管制官、監理次席管制官、訓練次席管制官、前任管制技術官、管理次席管制技術官、前任施設運用管理官及び主幹施設運用管理官。
- ・ 前任管制官は、「10月12日付航空局長通知」について、12日に「案」の段階のものを周知しており、また、その後総務課から受領した正式文書の内容が、「案」の段階のものと相違が無かったことから、次週(19日)に予定されていた次席管制官会議[※]で正式文書を周知することとした。
 - ※ 次席管制官会議は、月に1度開催。メンバーは、前任管制官、監理次席管制官、訓練次席管制官及び18名の運用次席管制官。
- ・ 前任施設運用管理官は、主幹施設運用管理官等全施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官に口頭で順次周知した。
管理次席管制技術官は運用次席管制技術官、主幹管制技術官等全管制技術官に口頭で順次周知した。

- ・「東京航空交通管制部の視察・見学にかかる受入要領」【別添2-②】を作成し、部内決裁後、総務課専門官は各課長・先任あて策定した受入要領を手交した。
- ・先任施設運用管理官は、主幹施設運用管理官等全施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官に口頭で順次周知した。
- ・管理次席管制技術官は、運用次席管制技術官、主幹管制技術官等全管制技術官に口頭で順次周知した。

10月19日(火)

- ・部議において、部長から部議メンバーに対して口頭で管理職の心構えを訓示した。
- ・訓示の内容は、「福岡事案を踏まえ、全く同様な事案に限らず、当部においても不適切な行為がないか否かを確認し、自分達の組織強化のために役立ててほしい。」等であった。
- ・次席管制官会議にて、「10月12日付航空局長通知」が添付された「10月12日付部長発事務連絡」及び「東京航空交通管制部の視察・見学にかかる受入要領」について、監理次席管制官が18名の運用次席管制官の人数分資料を席上配布し、先任管制官から説明の上、各管制官への周知を指示した。その後、各運用次席管制官から各管制官に口頭及び回覧にて周知した。

10月28日(木)

- ・「10月12日付航空局長通知」に基づき、過去における福岡事案と類例の事例を調査した結果(無線交信及び機器操作を行った事例は無かったこと)を総務課長から本省宛て回答した。

11月上・中旬

- ・本省から4管制部及び主要管制機関へ職員を派遣し、福岡事案等を受けた安全確保の意識徹底に向けた現場管制官との議論を実施(東京管制部は、11月18日に実施。)

12月10日(金)

- ・本省から各官署に対し、視察等の受入れ時における対応内容の十分な検討等について記載した航空局長通知「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について(本省による事実関係の精査の結果を踏まえた再通知)」(以下「12月10日付航空局長通知」という。【別添1-②】)を発出。

12月13日(月)

- ・「12月10日付航空局長通知」について、総務課課長補佐から18時50分頃、部長、次長及び各課官にメールにて送信。
- ・14日にメールを確認後、部長、次長及び総務課長で取り扱いを検討し、10月の事案の調査結果を踏まえた再通知であることから、各課官へのメール配信による周知とした。
- ・管制官については、先任管制官、監理次席管制官、管制官事務室管理担当者3

名に送信されたものの、その後、各管制官への周知が行われていなかった。

- ・ 前任施設運用管理官は、主幹施設運用管理官等全施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官に口頭で順次周知した。
- ・ 管理次席管制技術官は、運用次席管制技術官、主幹管制技術官等全管制技術官に文書供覧により順次周知した。

〔 3月30日(水) 〕

- ・ 福岡事案関係者の処分決定

4月15日(金)

- ・ 次席管制技術官会議において、部長から前任管制技術官及び次席管制技術官に対して、規範意識の保持、職種間の連携を大切に業務に当たること、迅速な第一報の重要性について口頭で訓示。これを各次席管制技術官から各管制技術官へ口頭及び次席会議議事録の供覧にて順次周知した。

4月19日(火)

- ・ 次席管制官会議において、部長から前任管制官及び次席管制官に対して、規範意識の保持、職種間の連携を大切に業務に当たること、迅速な第一報の重要性について口頭で訓示。これを各運用次席管制官は各管制官に口頭で順次周知した。

〔 4月27日(水) 〕

- ・ 本省から各官署に対し、見学場所の限定等の具体的な視察・見学受入方を記載した保安企画課長補佐発業務連絡「管制運用室における見学者への対応について」(以下「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」という。【別添1-③】)を発出

※ 「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」について、総務課から、関係課・官への連絡は行われていない。

〔 6月30日(木) 〕

- ・ 本省から各官署に対し、本省総務課調整係長発事務連絡「空の日事業における管制運用室等の視察見学について」(以下「6月30日付本省総務課調整係長発事務連絡」という。【別添1-④】)をメールにて発出。本文書に「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」を添付。

7月11日頃

- ・ 東京管制部総務課長補佐から空の日の打ち合わせ資料として「4月27日付保安企画課課長補佐発業務連絡」が添付された「6月30日付本省総務課調整係長発事務連絡」を管制官事務室管理担当に手交した。管理担当は、空の日の打ち合わせまでは時間があることから、管理主幹管制官が研修(研修期間:7月11日~15日)から戻った後に渡せば間に合うと判断し、内容を特に吟味すること

なく保存した。

7月14日(木)

- ・ 次席管制官会議の際、4月1日付で他官署から転入してきた運用次席管制官から、管制運用室における見学者への対応について議題が提示され、前任官署から入手した「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」を全次席に配布。
- ・ この会議の結果、「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」を基本原則とすることを確認し、会議後は管制運用室に立ち入らせないこととした。14日以降は管制運用室へは立ち入らせていない(7月20日に見学が実施されたが管制運用室には立ち入らせていない。)
- ・ 次席管制官会議にて提供された「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」は、会議後、各次席管制官から各管制官に口頭周知、さらに回覧された。

7月20日(水)

- ・ 管制官事務室管理担当は、19日に年休を取得し、預かっていた空の日の打ち合わせ資料(「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」が添付された「6月30日付本省総務課調整係長発事務連絡」)を管理主幹管制官に20日に渡した。

(7月22日(金)
・ 外部からの指摘により、不適切な見学受入対応に係る事案が発覚。)

7月25日(月)

- ・ 部長指示により、「視察・見学にかかる検証特別チーム」【別添2-③】を立ち上げ、今回の事案の検証を行い、問題点・課題について、要領の見直しを含めた対策を講じることとし、8月下旬までに取りまとめることとしている。

7月31日(日)

- ・ 部長から先任管制官に対して、関連文書の周知徹底を部長発の事務連絡【別添2-④】により指示した。

(関連文書)

1. 「10月12日付航空局長通知」
2. 「12月10日付航空局長通知」
3. 「4月27日付保安企画課長補佐発業務連絡」

8月1日(月)

- ・ 8月1日の部議において、部議メンバーに7月31日の事務連絡のコピーを配布し、部長から目的を説明しつつ周知を指示。
- ・ 各課長・先任は、指示に基づいて周知。

本省対応

- ① 部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

(平成 22 年 10 月 12 日)

- ② 部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

(本省による事実関係の精査の結果を踏まえた再周知)

(平成 22 年 12 月 10 日)

- ③ 管制運用室における見学者への対応について

(平成 23 年 4 月 27 日)

- ④ 空の日事業における管制運用室等の施設見学について

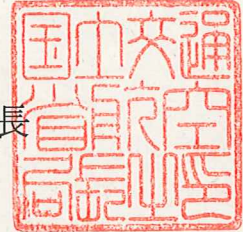
(平成 23 年 6 月 30 日)



国空総第791号
国空制第368号
平成22年10月12日

東京航空交通管制部長 殿

航空局長



部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

今般、福岡航空交通管制部において、部外者に無線交信を行わせるという事案が発生した。

かかる行為は、我が国の空の安全に対する国民の信頼を大きく損なう、航空局職員としてあるまじきものである。

貴職においては、直ちに下記事項を実施し、貴下全職員に対し、改めて航空局職員が担っている職責の重要性について再認識させるとともに、緊張感をもって日々の業務にまい進するよう徹底されたい。

記

1. 再発防止の徹底

- (1) 貴下全職員に対し、今般の事案について周知するとともに、二度と同様の事案が発生させないため、業務の確実な遂行及び安全意識の徹底を図ること。
- (2) 事案発生時における事実関係の迅速かつ的確な報告を徹底すること。

2. 貴官署において、今回と類似の事例が過去に発生していないか詳細を調査し報告すること。(10月中を目途)

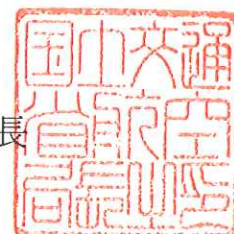
3. 見学・視察に対する受入要領を策定していない官署については早急(10月15日まで)に策定することとし、それまでの間は原則として見学・視察を中止すること。



国空総第 1013 号
国空保第 400 号
平成22年12月10日

東京航空交通管制部長 殿

航 空 局 長



部外者による無線交信の再発防止の徹底等について
(本省による事実関係の精査の結果を踏まえた再通知)

先般10月6日に福岡航空交通管制部において部外者に無線交信を行わせた事案については、既に「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」(国空総第791号、国空制第368号 平成22年10月12日付)を発出し、再発防止の徹底等を指示したところであるが、その後、本省から職員を派遣して事実関係の精査を行い、別紙のとおりとりまとめたので、これによって明確となった問題点等を踏まえ、改めて下記事項について、貴下全職員に対し、周知徹底を図ることとされたい。

特に、管理職員については、部下の模範となるよう普段より率先垂範して的確な業務遂行に当たるのはもちろんのこと、視察等の受入れ等も含め、業務全般について忽せにできない管理職員としての職責を有していることを改めて自覚し、組織全体として業務が確実かつ効果的に遂行されるよう、部下職員に対して常に的確な指示、助言、指導等を行うべきことについて徹底されたい。

記

- (1) 視察等の受入れ時における対応内容の十分な検討
外部の者による視察等を受け入れる際の対応内容については、当

該視察等の趣旨・目的を踏まえ、事前に十分な時間的余裕を持って具体的な行程や説明内容等の検討を行うことはもちろん、視察等を行う者の行動等により、業務に対して安全面の問題が生じる恐れがないか、また、関係法令に抵触する可能性が生じないか等についても、十分な問題意識を持って適切に検討を行うこととする。

(2) 視察等の受入れ時における部内の関係者への情報の周知及び説明

視察等の受入れに関連して部内で検討された事項や調整状況等の情報について、定例的な会議の場において、あるいは必要に応じて関係者による打ち合わせ等の場を開催して、行程等はもちろんのこと、関係者の役割分担や責任体制についても含め、関係者全員に随時前広に周知及び説明することとする。また、その際には、口頭だけで済ませるのではなく、対応内容を正確かつ確実に把握できるよう、文書等によって行うこととする。

(3) 責任の重さ、安全意識の重要さ等についての再認識

航空保安業務が航空の安全確保のために果たしている責任の重さ、個々の職員が持つべき安全意識の重要さ等について、機会あるごとに注意喚起し、全職員に十二分に認識させる。また、SMS（安全管理システム）に係る取組みと併せて、部内や他の航空官署の事例に限らず、航空以外の分野であっても、安全や組織運営の面で社会的に大きな問題となっているものがあれば、部内で周知するとともに、それを踏まえて自らの組織でも直ちに講ずべき改善策がないか検討し、実施する。

(4) 事実関係の迅速かつ的確な報告の徹底

事実関係について迅速かつ的確な報告を行うべきことは、公務に従事する職員一般に求められる当然の常識である。事案が発生した場合にそれを隠すことによっては何ら問題は解決しないばかりか、逆に、国民の信頼を大きく損なうこととなってしまうことについて、機会あるごとに注意喚起し、迅速かつ的確な報告の徹底を図る。

業 務 連 絡
平成23年4月27日

東京航空局次長 殿
大阪航空局次長 殿
札幌航空交通管制部 総務管理官 殿
東京航空交通管制部 次長 殿
福岡航空交通管制部 次長（ACC担当） 殿
次長（ATM担当） 殿
那覇航空交通管制部 総務管理官 殿

管制保安部保安企画課 課長補佐 

管制運用室における見学者への対応について

先般10月6日に福岡航空交通管制部において部外者に無線交信を行わせた事案については、既に「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」（国空総第791号、国空制第368号 平成22年10月12日付）及び「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について（本省による事実関係の精査を踏まえた再通知）」（国空総第1013号、国空制第400号 平成22年12月10日付）を発出し、再発防止の徹底等を指示したところであるが、具体的な視察・見学受入方策について、別紙のとおりとりまとめたので、貴下全職員に対し、周知徹底を図られたい。

平成 23 年 4 月

管制運用室への部外者の立入禁止・制限について

平成 22 年 10 月に福岡航空交通管制部において部外者に無線交信をさせるという事案が発生したことを踏まえ、今後、航空管制業務を実施している各官署の管制運用室について、部外者の立入りを禁止することとする。

ただし、企業・教育機関・自治体等から見学の要請があった場合には、以下の通り、受け入れ時に安全な業務遂行に懸念が生じないか十分に確認し、かつ、実際の見学時にも、運用中の管制卓に近づくことがないように、見学場所を限定・明示する等の厳格な措置を講じた上で、認めることとする。

(1) 見学受け入れ時の確認

- ・ 見学の要望元に対し、①見学の全行程についての責任者の選定、②十分な数の引率者の同行、③見学者の身元確認を求め、その内容を十分に確認し、要望元の社会的信用の観点も含め、管制運用室における安全な業務遂行への懸念が生じないものと判断できる場合にのみ受け入れを認めることとする。

(2) 見学場所の限定（運用中の管制卓への接近防止）

- ・ 管制運用室内において、見学者が運用中の管制卓に接近することがないように、見学時に立ち入ることが可能な場所を予め特定し、その範囲を容易に認識できるよう、パーテーション又はロープ等を設置する。
- ・ 業務遂行の都合上、パーテーション又はロープ等を設置することができない場合には、説明者の他に見学者対応のための職員を別途配置し、見学者の行動把握、適時の注意喚起等を行うことができる体制を確保する。

(3) 見学時の注意事項の周知徹底

- ・ 見学時の注意事項を紙に記載して配付し、見学者への十分な注意喚起を図る。また、要望元に対しても事前に十分な周知・注意喚起を図ることとする。

なお、業務上の必要性から視察を行う者（政府機関・航空関係企業・外国管制当局関係者、学識経験者等）については、上記の見学者の場合とは異なり、必要な範囲内の施設・機器の視察を認めることとするが、その場合でも、注意事項の周知徹底等所要の安全確保措置を適切に講じるものとする。

立入場所の限定イメージ

管制運用室



航空路管制卓

航空路管制卓

注意喚起ビラの貼付

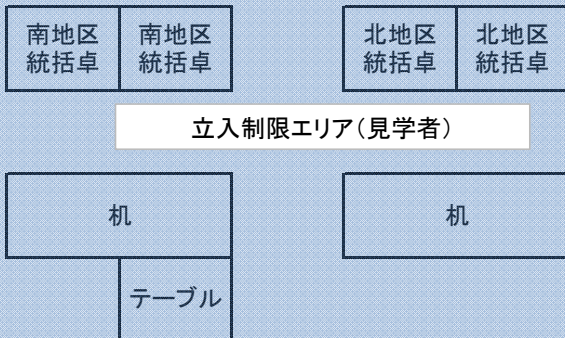
管制運用室ご見学時の注意事項

～「必ず守って下さい!」～

管制運用室は、レーダーシステム等を用いて航空機の動向を監視し、また、実際にパイロットに無線通信により管制指示を出すなど、航空機の安全運航のための極めて重要な業務を行っている施設です。このため、入室を認められるのは航空管制官など管制業務の従事者の方のみであり、通常として、一般の方の立ち入りは許されておらず、

本日のご見学に際しては、管制運用室の業務内容を十分に御覧いただき、航空機の安全運航に支障が生じることが無いよう、以下の諸点を厳守して頂くようお願い申し上げます。

1. 案内する職員に必ず従うこと。
2. 定められた見学場所の範囲を守り、管制室には決して近づかないこと。
3. 大声を話したり、騒いだりしないこと。
4. 業務中の管制官に話しかけないこと。
5. 携帯電話を使用しないこと。
6. 飲食しないこと。
7. 撮影が許されない場合には遠やかに申し出ること。
8. 写真撮影等を希望する場合には、案内する職員の見学許可を得ること。また、撮影等の対象・場所等について当該職員の指示に従うこと。



パーティション又は
ロープ等による間仕切り

立入制限エリア(見学者)

管制運用室ご見学時の注意事項

～「必ず守って下さい！」～

管制運用室は、レーダーシステム等を用いて航空機の動静を監視し、また、実際にパイロットに無線通信により管制指示を発出するなど、航空機の安全運航のための極めて重要な業務を行っている施設です。

このため、本来、入室を認められるのは航空管制官など当管制部の限られた職員のみであり、原則として、一般の方の立ち入りは禁じられております。

本日のご見学に際しては、管制運用室の重要性を十分に踏まえて頂き、航空機の安全運航に絶対に影響が生じることが無いよう、以下の諸点を厳守して頂くようお願い申し上げます。

1. 案内する職員の指示に必ず従うこと。
2. 定められた見学場所の範囲を守り、管制卓には決して近づかないこと。
3. 大声を出したり、騒いだりしないこと。
4. 業務中の管制官に話しかけないこと。
5. 携帯電話を使用しないこと。
6. 飲食しないこと。
7. 体調がすぐれない場合には速やかに申し出ること。
8. 写真撮影等を希望する場合には、案内する職員の許可を得ること。また、撮影等の対象・場所等について当該職員の指示に従うこと。

平成 23 年 6 月 30 日
事 務 連 絡

空の日地方事業担当者各位

航空局総務課調整係長

空の日事業における管制運用室等の施設見学について

空の日事業における施設見学については、航空思想の普及、航空行政への理解を得るためには必要な見学であると考えられることから、各官署において施設見学を実施するにあたり、適切な対応をお願いします。

なお、管制運用室等における見学者への注意喚起等の対応については、「管制運用室における見学者への対応について（平成 23 年 4 月 27 日付け管制保安部保安企画課発出業務連絡）」に基づき適切に対応をお願いします。

参考までに、以下のとおり考えられる措置の補足を記載しましたが、各官署における実情を踏まえ検討のうえ、確実な措置の実施をお願いします。

1. 航空保安業務への影響が無い範囲内において許可すること
2. 見学者に対する指導・注意喚起は、ブリーフィングの実施、張り紙・ビラ配付等の方法により、空港長の責任において確実に実施すること
3. パーティション、ロープ等の設置もしくは職員の配置等により、見学場所を限定する等の措置を講じること
4. 見学者の氏名、年齢、住所等を事前に把握し、当日は身分証明書、健康保険証等により本人確認を行うこと

東京航空交通管制部対応

- ① 部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

(平成 22 年 10 月 12 日)

- ② 「東京航空交通管制部の視察・見学に係る受入要領」の制定について

(平成 22 年 10 月 13 日)

- ③ 視察・見学に係る検証特別チームについて

(平成 23 年 7 月 25 日)

- ④ 視察・見学への対応に係る文書の周知について

(平成 23 年 7 月 31 日)

事務連絡
平成22年10月12日

各課長、先任 殿

東京航空交通管制部長

部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

標記について、今般、福岡航空交通管制部において部外者に無線交信を行わせるという事案が発生したことを受けて、航空局長から各長あて別添「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」（平成22年10月12日付、国空総第791号・国空制第368号）の通知が発出されました。

については、同通知の趣旨を踏まえ、当部全職員に対して航空局職員が担っている職責の重要性の再認識と緊張感をもって日々の業務にまい進することの徹底を周知願います。

なお、各部署において今回と類似の事案が過去にあった場合には10月20日（水）までに総務課長へ報告願います。

（添付文書）

- ・「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」
（航空局長通知、平成22年10月12日付、国空総第791号・国空制第368号）
- ・「福岡航空交通管制部での部外者による無線交信について」
（国土交通省航空局、報道発表資料、平成22年10月12日付）

事 務 連 絡

平成 22 年 10 月 13 日

各課長、先任 殿

総 務 課 長

「東京航空交通管制部の視察・見学に係る受入要領」の制定について

標記について、今般、福岡航空交通管制部において部外者に無線交信を行わせるという事案が発生したことを受けて、航空局長から各長あて「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」（平成 22 年 10 月 12 日付、国空総第 791 号・国空制第 368 号）の通知されました。

この事案の発生を受けて、各官署に対して視察・見学に関しての受入要領の策定についての指示がされており、当部における同要領を別添のとおり制定しましたので、お知らせします。

（添付文書）

- ・「東京航空交通管制部の視察・見学に係る受入要領」
（平成 22 年 10 月 13 日付、東管総第 190 号）

東京航空交通管制部の視察・見学に係る受入要領

東管総第190号

平成22年10月13日

東京航空交通管制部長

1. 目的

この要領は、東京航空交通管制部（以下当部という。）の視察・見学（以下視察等という。）の受け入れに際して、業務への支障を防止しかつ視察等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 視察等の対象者

- (1) 業務上必要な者及び団体
- (2) 航空思想の普及に必要な者及び団体
- (3) 各課長・先任が特に必要と認めた者及び団体

3. 視察等の対象施設

(1) 管制運用室

管制運用室の視察等は、原則として3階見学者室からの視察等とする。但し、特に部長が認めた場合には管制運用室に入室させることができる。

- (2) 管制官訓練室
- (3) 航空管制技術官運用室
- (4) 機械棟
- (5) その他各課長・先任が必要と認めた施設

4. 視察等の承認

- (1) 当部担当職員は、原則として視察等を希望する者又は団体から別紙「施設視察・見学申込書」及び「視察・見学者名簿」を総務課長あて提出させるものとする。

(2) 総務課長は、視察等の申込があった場合は、視察等の受け入れの有無を部長に諮り、承認を受けるものとする。

5. 視察等に際しての注意事項

当部担当職員は、視察等者に対して、別添1～3の各施設の視察に際しての注意事項を遵守させるものとする。

6. その他

当部担当職員は、視察等の受入に際して予め必要な事項を関係者と調整しておくものとする。

附則 この要領は、平成22年10月13日から施行する。

東京管制部施設視察・見学申込書

平成 年 月 日

東京航空交通管制部長 殿

(団体・組織名)

(代表者役職・氏名)

印

標記について、下記のとおり申込みます。

記

1. 視察・見学日時 平成 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分
2. 対象施設
3. 視察・見学目的
4. 視察・見学人数 名 (別紙名簿のとおり)
5. 連絡担当者 氏名 (ふりがな)
電話番号
6. 交通手段

上記視察・見学を承認する。

(総務課処理欄)

(担当部署)

部長	課長	課長補佐	専門官	係長
専決				

課長・先任	担当

(別添1)

管制運用室等の視察に際しての注意事項

1. 管制運用室等は、管制官が航空交通の安全確保のために行うパイロットとの無線交信やレーダーによる監視並びに航空機の安全運航に寄与する無線機器等重要な機器が設置されています。

よって、管制運用室等の視察に際しては、以下のこと遵守されるようお願いします。

- (1) 写真撮影を行う場合には、担当者に許可を得ること。

但し、フラッシュ撮影は不可とする。

- (2) 管制機器等に手を触れないこと。
- (3) 業務中の職員に話しかけないこと。
- (4) 指示された場所以外には立ち入らないこと。

2. その他

- (1) いかなる場合においても担当者の指示に従って下さい。
- (2) 視察は業務に支障のない範囲で受け入れております。

航空交通の状況、その他の理由により視察を中断させていただきます場合がありますので、ご了承下さい。

(別添2)

航空管制技術官運用室等の視察に際しての注意事項

1. 航空管制技術官運用室等は、管制官が航空交通の安全確保のために行うパイロットとの無線交信やレーダーによる監視並びに航空機の安全運航に寄与する情報処理システム等重要な機器が運用されています。

よって、航空管制技術官運用室等の視察に際しては、以下のこと遵守されるようお願いいたします。

- (1) 写真撮影を行う場合には、担当者に許可を得ること。
- (2) 各種端末等に手を触れないこと。
- (3) 業務中の職員に話しかけないこと。
- (4) 指示された場所以外には立ち入らないこと。

2. その他

- (1) いかなる場合においても担当者の指示に従って下さい。
- (2) 視察は業務に支障のない範囲で受け入れております。
- (3) システムの運用状況、その他の理由により視察を中断させていただく場合がありますので、ご了承下さい。

機械棟の視察に際しての注意事項

1. 機械棟は、管制官が航空交通の安全確保のために行うパイロットとの無線交信やレーダーによる監視並びに航空機の安全運航に寄与する情報処理システム等重要な機器に電力供給及び室内環境を保持する機器が運用されています。

よって、機械棟の視察に際しては、以下のこと遵守されるようお願いいたします。

- (1) 写真撮影を行う場合には、担当者に許可を得ること。
- (2) 各種機器等に手を触れないこと。
- (3) 業務中の職員に話しかけないこと。
- (4) 指示された場所以外には立ち入らないこと。

2. その他

- (1) いかなる場合においても担当者の指示に従って下さい。
- (2) 視察は業務に支障のない範囲で受け入れております。
- (3) 機器等の運用状況、その他の理由により視察を中断させていただきます場合がありますので、ご了承下さい。

7月25日08:45からの臨時部議において、「視察・見学に係る検証特別チーム」の立ち上げを決定した。緊急対応であることから、部長から趣旨説明後、構成員(案)を検討し次の通り決定した。

視察・見学に係る検証特別チーム

(目的)

当部において、平成23年7月10日に行われた極めて不適切な見学対応を踏まえ、事案の検証、要領の見直し等の課題の洗い出し、改善策策定、改善策実施、一定期間後の評価等の作業を行うため、「視察・見学に係る検証特別チーム」(対策本部)を立ち上げる。

(構成員)

本部長： 部長
副本部長： 次長
本部長： 各課長・先任
技術管理センター課長補佐
航空交通管理センター次席航空交通管理管制官
事務局： 総務課

構成員決定後、そのまま第1回本部会議として以下を討議した。

(活動予定)

- 対策本部の下に検証ワーキンググループ(WG)を置き、各課・官において7月10日見学事案の検証、課題の洗い出し、要領の見直しを含む改善策の検討を行い、対策本部に報告させる。
- 対策本部においては、WG の提案を精査検討し、改善案を取りまとめたのち、実施に取り組む。
- 全作業期間は、評価を除き、本日7月25日から概ね1カ月以内とし、本日から WG を立ち上げ検討に入らせる。評価の時期は別途検討する。
- WG の構成は、次のとおりとする。

(構成員)

委員長： 総務課課長補佐
副委員長： 総務課専門官
委員： 会計課課長補佐
各官次席(監理、訓練、管理)
主幹(施設・灯電) 技術管理センター課長補佐
航空交通管理センター次席航空交通管理管制官
事務局： 総務課

- WG には、直ちに作業を開始させることとし、スケジュールを本日中に作らせる。

7月27日に第2回を開催し、8月3日に第3回を開催する予定。

事務連絡
平成23年7月31日

各課長・先任 殿

東京航空交通管制部長

視察・見学への対応に係る文書の周知について

福岡管制部の事案を踏まえ、視察・見学への対応について本省から発出された文書は、以下のとおりであるが、本来、職員全員が理解しておくべきこれらの文書の一部が管理体制の不手際により職員に周知されなかった事実が判明したことから、既に職員に周知されている文書も含めて改めて職員に周知徹底されたい。

また、3. 航空局管制保安部保安企画課課長補佐事務連絡は、具体的な視察・見学受入方策についての最新の指示であり、本来、この文書に沿って視察・見学が運用されるべきものであることから、特に注意深く周知されたい。

なお、現在、当部においては、全面的に視察・見学を中止しているところであり、また、業務上の必要性がある場合の対応についても、先に周知した「管制部門に係る今後の視察・見学への対応について」(平成23年7月28日付総務課長事務連絡)のとおり、厳格に実施されたい。

<関連文書>

1. 「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について」(国空総第791号、国空制第368号 平成22年10月12日付)
2. 「部外者による無線交信の再発防止の徹底等について(本省による事実関係の精査を踏まえた再通知)」(国空総第1013号、国空保第400号 平成22年12月10日付)
3. 「管制運用室における見学者への対応について」(航空局管制保安部保安企画課課長補佐事務連絡 平成23年4月27日付)